

短期前払費用の特例の留意点 重要性の原則の観点から

「前払費用」は、期間損益計算の立場からすれば、本来は、支払った時点においては資産計上し、その後、役務の提供を受けるにしたがって費用化されるべきものです。

ただし、一方で、企業会計においては、重要性の乏しいものについては、本来の厳密な会計処理によらず、他の簡便な方法によることも正規の簿記の原則に従った会計処理として認めています（重要性の原則）。

法人税の計算上も、この“重要性の原則”に基づいた会計処理を認める立場から、「前払費用」として支払った金額のうち、支払った日から1年以内にそのサービスの提供を受けるもの（短期前払費用）については、要件を満たしていれば、その支払った期に損金算入することができるとしています（法基通2-2-14参照）。

節税対策として用いられるケースも少なくありませんが、この特例は、課税上の弊害が生じない範囲内での適用を前提としているため、利害調整を目的とする適用は認められていません。

そこで今回は、この短期前払費用の特例を適用する上での大前提となる重要性の原則に焦点を当て、適用上の要点に触れていきます。

短期前払費用の特例を受けるためには

これらの要件を満たす必要があります。

前払費用としての要件を満たしていること

毎期継続して同様の経理処理をしていること

損金経理をしていること

収益と直接対応させる必要のある費用や重要性の原則を逸脱するような費用については、適用できません。



【参考】前払費用であるための要件

一定の契約に従って継続的にサービスの提供を受けるものであること
(等質・等量のサービスであることが必要です。)

役務(サービス)の提供の対価であること

翌期以降において、時の経過に応じて費用化されるものであること

当期中に支払いが済んでいること



重要性の原則から逸脱していないか否かの判断基準

短期前払費用の特例は、あくまで重要性の乏しいものについて、企業会計上の簡便な処理を税法上でも認めるという趣旨の特例です。その法人の事業内容から判断して、原価的要素となるものや、重要な営業費用となるものは、短期前払費用の特例の適用を受けることはできません。

そのため、前払費用に係る税務処理が重要性の原則で認められた範囲を逸脱していないかどうかの判断は、前払費用の金額だけでなく、その法人の財務内容に占める割合やその影響等も加味して総合的に考慮する必要があります(長崎地裁 H12.1.25 判決 (LEX:DB:28070197) 等参照。)

短期前払費用の特例が適用される例

【地代家賃】

3月決算の会社であれば、2月に年払い契約に変更した上で、3月1日に3月から翌年の2月までの1年分の家賃を支払えば、支払った金額を費用計上することができます。

他にも、「賃借料」、「工業所有権の使用料」、「保険料」、「借入金利息」、「手形割引料」、「月払いの会費」などの費用は、短期前払費用の特例の適用を受けることができます。

短期前払費用の特例が適用されない例

もともと月払いで契約していた家賃について、貸主の了承を得ずに、1年分を前払いしたとしても短期前払費用の特例を受けることはできません。

事前に月払い契約を年払い契約に変更しておく必要があります。

顧問税理士への報酬を、期末直前に1年分を前払いしたとしても、短期前払費用の特例を受けることはできません。

税理士のサービスは、等質・等量のサービスとは言えないからです。

期間限定の雑誌広告掲載料や、CM放映料等の広告宣伝費を前払いしたとしても短期前払費用の特例を受けることはできません。

期間限定の広告掲載料やCM放映料は、継続的なサービスの提供を受けるものとは言えませんし、時の経過に応じて費用化される性質のものでもないからです。

賃貸事務所の1年分の家賃（4月から翌年3月分）を2月に前払する場合

支払った時期から1年を超える期間を対象とする前払費用であるため、短期前払費用の特例を受けることはできません。

借りているマンションやビル等を転貸（又貸し）することによって賃貸料収入を得ている場合

このようなケースで支払う家賃は、収益（賃貸料収入）に直接対応する費用であるため、短期前払費用の特例を受けることはできません。

ご不明な点等ございましたら、当事務所担当者までお問い合わせください。

83 令和3年8月5日発行 【担当】渡辺 崇志



税理士法人昴のお盆休みは、

8月13日（金）～8月15日（日）です。

どうぞよろしくお願いたします。

